

環 廃 第 3 8 7 - 4 号
令和元年 10 月 23 日

公益社団法人静岡県産業廃棄物協会 様

静岡県くらし・環境部環境局
廃棄物リサイクル課長

「低濃度PCB含有廃棄物に関する測定方法」の改定について（通知）

このことについて、令和元年 10 月 11 日付け環循規発第 1910113 号及び環循施発第 1910112 号により環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長及びポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長から別添のとおり通知があったので、お知らせします。

貴会会員への周知について御配慮ください。

<主な改定点>

- ・紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類及び汚泥に関して、そのPCB含有濃度に基づいて低濃度PCB汚染物に該当するかどうかを判断するための方法を追加した。
- ・低濃度PCB含有廃棄物からPCBを抽出して精製し、分析に供するための試料溶液を作製する方法について、廃シーリング材の含有量試験を追加した。

担 当 産業廃棄物班
電話番号 054-221-2424



環循規発第 1910113 号
環循施発第 1910112 号
令和元年 10 月 11 日

各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省 環境再生・資源循環局

廃棄物規制課長

ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長

「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法」の改定について
(通知)

無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物（平成 18 年環境省告示第 98 号）第 2 項第 1 号から第 3 号に掲げる産業廃棄物のうち、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）の含有量が 5,000mg/kg 以下のものの該当性を確認するための測定方法については、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 3 版）」に取りまとめ、平成 29 年 4 月 11 日付け環廃産発第 1704113 号により通知したところである。

今般、新たにポリ塩化ビフェニル汚染物への該当性を確認するための分析方法を追記し、「低濃度 PCB 含有廃棄物に関する測定方法（第 4 版）」を別添のとおり取りまとめたので通知する。

貴職におかれては、同資料について、管内の PCB 廃棄物の保管事業者及び特別管理産業廃棄物処理業者に対する周知、指導をよろしく願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

(以上)

347